

農地活用ビジョン

平成 2 9 年 8 月

可児市観光経済部 産業振興課

目次

序 章 はじめに	1
1. ビジョン策定の趣旨	1
2. ビジョンの位置付け	2
3. 計画の構成	3
第1章 可児市の農業振興における現状と課題	4
1. 可児市の農業の現状	4
2. 上位・関連計画等からの農地を取り巻く状況	19
3. 農業・農地に関する市民意向	20
4. 農地利用に関する問題点と課題の整理	23
第2章 可児市の農地活用の将来像	25
1. 可児市の農地の方向性	25
2. 農地活用の将来像	27
第3章 農地活用の展開方針と具体的な施策	29
基本方針1. 農作物の生産・供給機能としての農地の利活用	
1. 新鮮な農作物の供給	29
2. 農業体験・学習、交流の場の創出	31
基本方針2. 景観・自然環境及び防災面での農地の維持・保全	
1. 景観・自然環境の保全	32
2. 安心・安全な環境の確保	33
基本方針3. 農地の都市的土地利用への転換の検討	
1. 定住促進に向けた農地の都市的土地利用への転換の検討	34
資料編	37
1. 各種「上位・関連計画」等の概要	37
2. 農地活用の対策（先進事例）	59

序章 はじめに

１．ビジョン策定の趣旨

近年の急速な経済のグローバル化に伴い、安価な輸入農産物との価格競争に加え、生産コストの上昇により、農業所得は年々減少し、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など我が国を取り巻く農業の環境は大変厳しいものとなっている。

また、人口減少・少子高齢化に伴う社会情勢の転換期のなか、継続的かつ安定的な財政運営に向け、人口減少に歯止めをかけるべく本市への定住・移住施策をいかに促進していくかが大きな課題となっている。

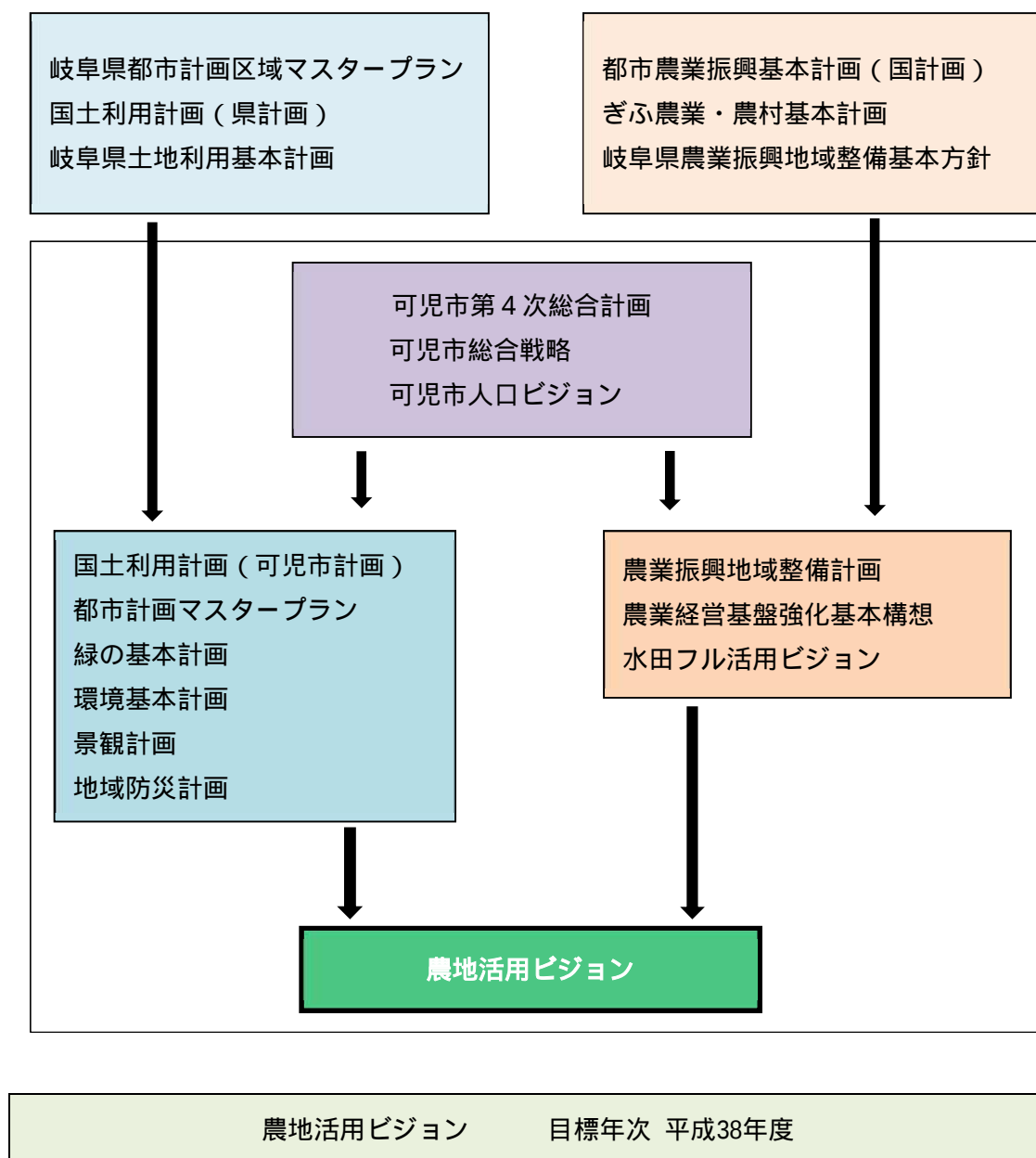
本市は、地域のニーズに応じた柔軟な都市づくりを進めており、特に、農業振興地域のうち用途地域周辺部や主要幹線道路沿道、インターチェンジ周辺等の開発需要に対して、無秩序な開発の抑制と土地利用の規制・誘導を図りながら、生活の利便性や地域の魅力向上に応じたまちづくりを進めてきた。また、都市全体が持続可能な都市構造となるよう、土地利用に関する“選択と集中”によるまちづくりの推進が今後の農地保全には欠かせないものとなってきている。

本ビジョンは、本市の都市近郊型農業（都市農業）としての特性を踏まえ、農地の多面的な利用の方向性を考慮しながら、集団化が可能な優良農地を継続的に保全していく地域と、開発ポテンシャルに基づいた効率的な都市的土地利用転換が予想される地域との「二面的管理」という農地利用区分の明確化を図り、可児市らしい農地の活用についての基本的な考え方と方針を明らかにすることで、「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」につなげるものである。さらに本ビジョンは、都市農業の振興に関する基本的な計画となることから、これからの都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「都市農業振興基本計画」も兼ねる計画とする。

2. ビジョンの位置付け

本ビジョンは、都市計画、農業に関する岐阜県の計画や本市の総合計画、関連計画と整合を図りつつ、農地の活用に向けた施策を位置づけるものである。

そのため、目標年次は、都市計画マスタープランと整合を図り、平成 38 年度を目標年次とする。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本ビジョンも見直すこととする。



3．計画の構成

本ビジョンは、本市の農業を取り巻く現状・特性をまとめ、今後の農地活用に向けた展開方針を示すものであり、全3章で構成する。

第1章 可児市の農業振興における現状と課題

1. 可児市の農業の現状

各種統計データ等から、本市の農業の現状を整理する。

2. 上位・関連計画からの農地を取り巻く状況

上位・関連計画における農地や農業の位置付けについて整理する。

3. 農業・農地に関する市民意向

「農業振興地域整備計画」策定時に実施した農業従事者への意向調査結果から、今後の農業・農地に関する市民意向について把握する。

4. 農地利用に関する問題点と課題の整理

前述の1.～3.までの内容を踏まえ、本市の農業・農地に関する問題点と課題を整理する。



第2章 可児市の農地活用の将来像

1. 可児市の農地の方向性

第1章を踏まえ、本市の農地を取り巻く状況と方向性を整理する。

2. 農地活用の将来像

農地活用に向けた基本方針と将来像を設定する。



第3章 農地活用の展開方針と具体的な施策

将来像の実現に向け、農地活用の展開方針と具体的な施策を設定する。

《資料編》

第1章 可児市の農業振興における現状と課題

1. 可児市の農業の現状

(1) 農家戸数と農業就業人口

農家戸数（総農家戸数、販売、自給的、専業、兼業）

本市の総農家数は、平成27年現在1,615戸で、平成12年からの15年間で470戸（約23%）減少している。

販売農家数は、平成27年現在649戸で、平成12年からの15年間で532戸（約45%）減少し、総農家数の減少率より高くなっている。

自給的農家も平成27年の調査において減少へと転じた。高齢化、後継者不足による離農などが要因と考えられる。

また、農業経営については、専業農家が増加する一方、兼業農家は減少傾向にある。これは、農地の集約化などによる農業経営規模の拡大、兼業農家の従事者の定年などにより専門化が考えられる。

表 農家数の推移

（戸）

	総農家数	販売農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業	自給的農家
平成12年	2,085	1,181	103	26	1,052	904
平成17年	1,965	996	134	37	825	969
平成22年	1,832	821	151	18	652	1,011
平成27年	1,615	649	157	9	483	966

資料：農林業センサス

第1種兼業・・・農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

第2種兼業・・・兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

農業就業者数の推移

本市の農業就業者数は、平成22年現在644人で、平成12年からの10年間で約370人（36%）と販売農家数と同様に減少傾向にある。

表 産業大分類別就業者数

（人、%）

	総就業者数	第1次産業	うち農業	第2次産業	第3次産業
平成12年	48,899 (100)	1,027 (2.1)	1,016 (2.1)	20,432 (41.8)	27,440 (56.1)
平成17年	50,674 (100)	924 (1.8)	921 (1.8)	17,684 (34.9)	32,066 (63.3)
平成22年	47,012 (100)	657 (1.4)	644 (1.4)	16,907 (36.0)	29,448 (62.6)

資料：国勢調査

(2) 農業担い手

本市の担い手農業者は 17 経営体で半数以上が個人経営体である。

担い手への農地利用集積面積は、特定農作業委託を含め 11,413a(約 114ha)で、農業振興地域内の農用地面積(H28 農業振興地域整備計画) 約 960ha の 12%程度であり、農用地利用の集積が進んでいない状況である。

表 担い手と農地利用集積面積(H28 年 3 月末現在)

	経営体数	利用集積面積(単位 : a)			
		自己所有	借入地	特定農作業委託	合計
個人	9	536	675	716	1,927
法人	6	58	8,105	0	8,163
任意組織	2	0	0	1,323	1,323
合計	17	594	8,780	2,039	11,413

資料：市産業振興課

特定農作業委託・・・営農のために、所有者に代わり特定の農作業(田起し、田植え、稲刈り) のみを請け負うもの。

(3) 耕地面積

本市の販売農家の経営耕地面積は、平成 27 年現在 478ha で、平成 12 年からの 15 年間で約 200ha(約 30%) 減少している。販売農家 1 戸当たりの経営耕地面積は平成 27 年で 74 a と岐阜県平均の 90 a を下回っている。

また、経営耕地面積規模別農家数では、0.3～0.5ha、0.5ha～1.0ha の経営農家が 90% 程度を占め、小規模な農業経営が主体となっている。

表 販売農家 1 戸あたりの経営耕地面積

	経営耕地面積 (ha)	販売農家数 (戸)	1 戸あたりの耕地面積(a)	
			可児市	岐阜県平均
平成 12 年	680	1,181	58	78
平成 17 年	567	996	57	80
平成 22 年	491	821	60	87
平成 27 年	478	649	74	90

資料：農林業センサス

表 経営耕地面積別農家数

	販売農家数	(戸)						
		0.3ha未満	0.3～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0ha以上
平成 12 年	1,181	3	539	554	67	11	6	1
平成 17 年	996	4	483	440	54	9	4	2
平成 22 年	821	5	365	386	49	9	3	4
平成 27 年	649	4	294	296	40	5	3	7

資料：農林業センサス

(4) 農地の状況

農地面積の推移

本市の都市計画用途地域外の農地面積は以下のとおりであり、農地面積は減少傾向にある。

農地種別で見ると、畑の面積はほぼ横ばいであるのに対して、水田面積は各年次で40ha 程度減少している。

表 用途地域外の農地面積の推移

	H 15			H 20			H 25		
	可児市	兼山町	合計	旧可児市	旧兼山町	合計	旧可児市	旧兼山町	合計
田 (ha)	727.63	5.49	733.12	682.46	5.52	687.98	638.70	4.59	643.29
畑 (ha)	307.15	6.89	314.04	318.11	6.65	324.76	311.26	6.81	318.07
合計 (ha)	1,034.78	12.38	1,047.16	1,000.57	12.17	1,012.74	949.96	11.40	961.36

資料：都市計画基礎調査（H15 年、H20 年、H25 年）

農地転用状況

本市の都市計画用途地域外の農地転用状況は以下のとおりであり、H20 年～H27 年の8年間で約600件、約42haの農地転用が行われている。

転用後の用途を面積で見ると、住宅用地、商業用地が大きな割合となっている。

農地転用の位置は、用途地域内、農業振興地域内無指定区域（白地）である川合・中恵土地内が多く、次いで従前の農地活用ビジョンにおいて指定した「農用地B区域（農地保全を前提としながらも都市的土地利用をある程度受け入れる区域）」である広見東部や広見の市街地周辺部において多く農地転用がされている。

表 用途地域外の農地転用状況（H20～H27）

		住宅用地		商業用地		工業用地		公益施設用地		その他		合計	
		件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)	件数(件)	面積(㎡)
用途地域外	平成20年度	50	32,922	5	3,871	2	355	3	4,596	29	15,899	89	57,623
	平成21年度	50	21,711	5	1,922	0	0	3	4,490	14	4,011	72	32,134
	平成22年度	50	19,697	2	1,921	1	868	2	839	23	14,240	78	37,565
	平成23年度	40	18,092	2	18,546	1	26	2	5,952	20	7,814	65	50,430
	平成24年度	26	11,544	5	8,062	2	1,251	2	1,900	15	6,508	50	29,265
	平成25年度	58	23,452	6	39,760	2	1,550	4	2,524	14	7,491	84	74,777
	平成26年度	42	21,001	8	10,168	3	4,776	4	2,529	12	4,173	69	42,647
	平成27年度	61	23,510	14	46,066	3	4,327	3	5,889	10	11,387	91	91,180
	合計	377	171,929	47	130,316	14	13,153	23	28,719	137	71,523	598	415,621

資料：市農業委員会

農業振興地域の状況

本市は、都市計画用途地域、山地部、旧兼山町を除く範囲を「農業振興地域」として指定している。

農業振興地域の面積は 2,386ha であり、そのうち 614.5ha を「農用地区域」として指定している。

その指定状況は、土地改良施工済地を基本とした

- ・木曽川及び可児川沿いに広がる農地
- ・市域南部の丘陵地の間にヤツデの葉のように広がる各洞

の集団的な農用地が指定されており、水稻を中心に農業生産が行われている。

1) 農業振興地域内農用地区域からの除外案件の推移

毎年 5 月において、「経済事情の変動その他情勢の推移」の事由により、農振農用地区域からの除外申請を受け付けており、可児市農業振興地域整備促進協議会への諮問・答申と、県（又は農政局）の同意を経て、除外を行っている。

平成 18 年度以降に農振農用地区域から除外を行った件数・面積等は、下記の表のとおりである。

表 農業振興地域内農用地区域からの除外の推移（H18 年度～）

除外 年度	件数	除外 筆数	除外 面積 ㎡	利用用途別内訳															
				販売業・サービス業等 事業地		大規模店舗		工場・倉庫		集合住宅・住宅分譲		資材置場・駐車場		一般住宅・農家住宅		教育・福祉・ 医療施設		その他	
				件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積	件数	除外面積
18	13	50	32,796.00	1	998.00	1	8,071.00			1	745.00	4	20,762.00	4	1,869.00			2	351.00
18	17	28	16,370.00	4	5,707.00					3	3,057.00	3	4,529.00	6	2,731.00			1	346.00
18計	30	78	49,166.00	5	6,705.00	1	8,071.00			4	3,802.00	7	25,291.00	10	4,600.00			3	697.00
19	11	13	12,017.00	1	945.00					3	3,545.00	2	3,947.00	3	1,556.00	1	2,020.00	1	4.00
20	19	29	17,867.00	1	1,293.00					4	7,039.00	7	4,959.00	5	1,747.00	1	1,104.00	1	1,725.00
21	16	25	29,159.00	1	393.00	1	12,412.00			4	5,790.00	3	6,952.00	6	2,741.00			1	871.00
22	17	33	30,894.50	1	2,011.00	1	17,388.00					2	4,034.00	10	3,807.50	2	3,653.00	1	1.00
23	14	19	5,429.00							3	1,968.00	4	1,243.00	6	1,939.00			1	279.00
24	14	33	29,899.00			1	13,672.00			5	8,827.00	2	4,181.00	3	1,230.00	2	1,592.00	1	397.00
25	16	23	16,673.00	2	6,981.00					2	4,156.00	3	1,564.00	8	3,042.00	1	930.00		
26	1	28	32,036.00			1	32,036.00												
26	1	7	4,341.00													1	4,341.00		
26	19	31	21,202.00	5	10,159.00					2	5,989.00	2	668.00	9	3,839.00	1	547.00		
26	1	24	22,132.00			1	22,132.00												
26計	22	90	79,711.00	5	10,159.00	2	54,168.00			2	5,989.00	2	668.00	9	3,839.00	2	4,888.00		
27	16	19	13,124.00	2	5,169.00							3	2,677.00	10	2,907.00	1	2,371.00		
28	22	30	23,712.00	2	4,001.00			1	638.00	3	6,432.00	5	6,227.00	9	3,608.00	1	2,783.00	1	23.00

用途別内訳については、主とする利用目的により振り分け

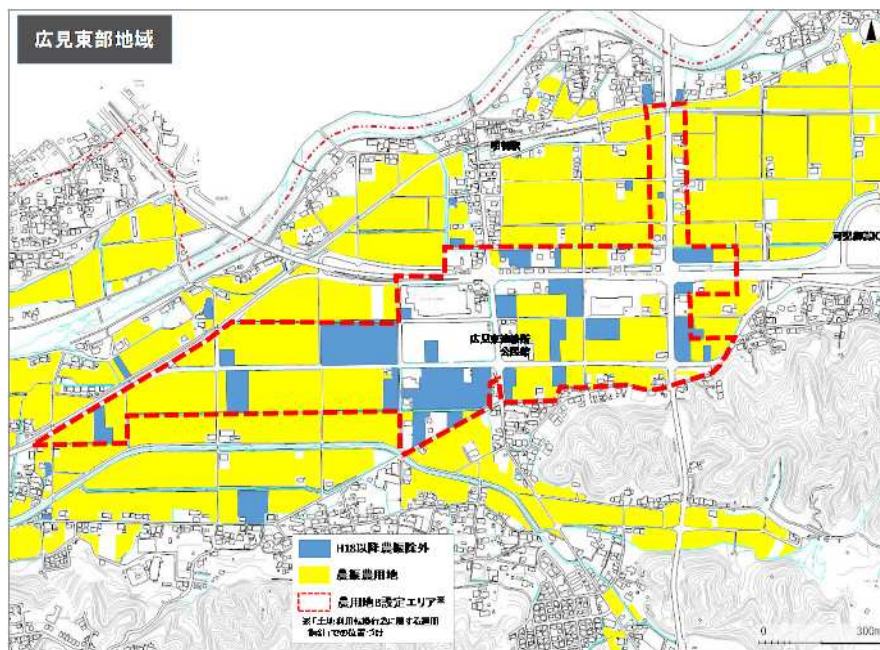
（例：店舗及び駐車場としての利用 販売業・サービス業等事業地）

２）市街化が著しく進んでいる地域の農振除外の状況

「農用地Ｂ区域」のうち、市街化が著しく進んでいる「広見東部」「坂戸」「広見」の各地域の農振除外の状況（H18年度～H28年度）は、以下のとおりである。

広見東部

国道21号線バイパスや都市計画道路広見土田線沿道で、販売業・サービス業、大規模店舗、集合住宅等の立地が進んでいる。農用地Ｂ区域内に農振農用地が現存している状況ではあるが、広見東連絡所を基点として、今後も徐々に農振除外地が広がる傾向が予想される。

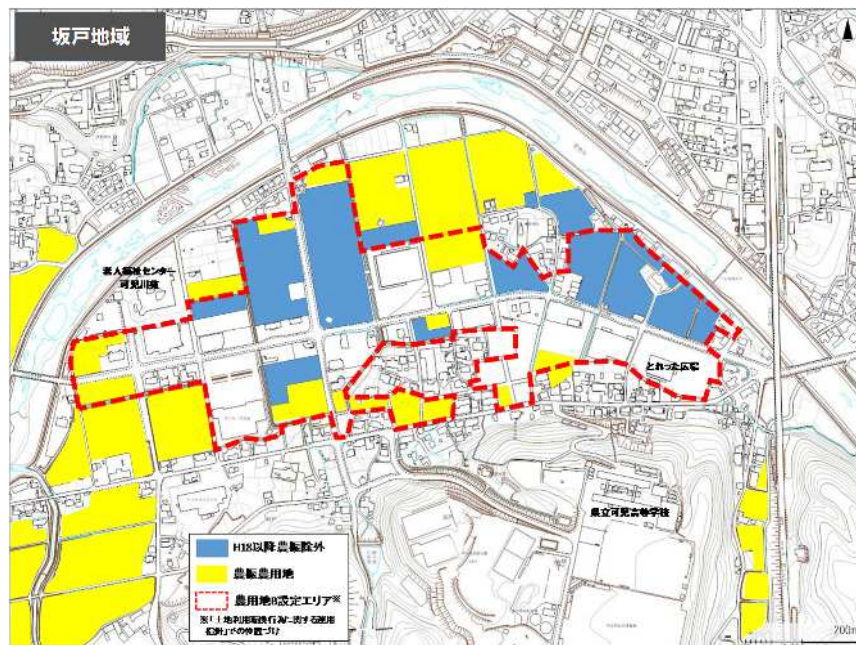


図面の「農用地Ｂ設定エリア」は、H29.3.31までの設定エリア（以下、坂戸・広見も同じ）。

坂戸

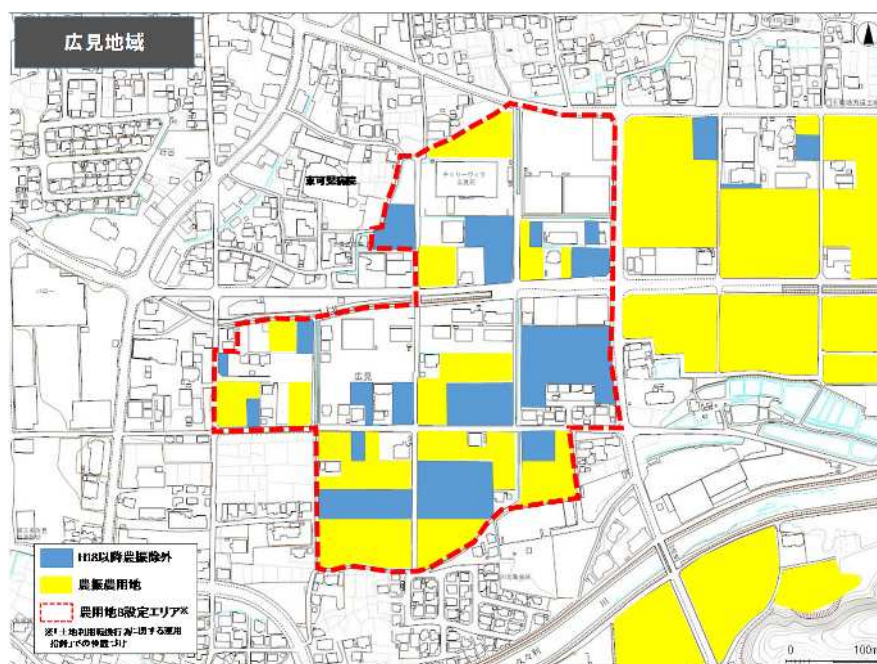
県道御嵩・犬山線沿道で販売業・サービス業、大規模店舗等の立地が進み、農用地Ｂ区域内で現存する農振農用地もかなり少なく点在している状況。

よって、農用地の利用集積は難しく、今後は都市農地、或いは都市的土地利用地としての活用方向が見込まれる。



広見

広見東部や坂戸地域と比して、住宅分譲や福祉・医療施設の立地が進んでいる状況にある。農用地B区域内に農振農用地が現存しているが、住宅地に囲まれた状況で農地集約は見込めず、また商業店舗や病院・学校にも近いエリアであることから、今後も住宅地としての土地利用転換が予想される。



耕作放棄地の状況

本市の耕作放棄地面積は増加傾向にあり、土地持ち非農家が所有する農地において多くみられる状況である。

表 耕作放棄地の状況

単位：ha

	販売農家	自給的 農家	土地持ち 非農家	計
平成17年	40	45	44	129
平成22年	27	51	46	125
平成27年	33	52	61	147

資料：農林業センサス

合計面積は ha 表記で四捨五入しているため合計が合わない場合もある。

土地持ち非農家・・・農家以外で耕地及び耕作放棄地を 5 a 以上所有している世帯。

2 . 上位・関連計画等からの農地を取り巻く状況

本市の農地に関する上位・関連計画の中での位置付けとしては、大きく以下の2点に分かれている。

1. 農業を行うために保全・利活用を行う土地
2. (農地としての)保全を前提としながらも都市的土地利用をある程度受け入れる土地

また、農業を行うための農地としては「農作物の生産・供給の場」と「景観・自然環境の要素」、「防災面での要素」が位置づけられている一方で、農地としての維持・保全や周辺環境への配慮を行う前提で、定住促進に向けた都市的土地利用への転換についても、計画的に検討し、適正な農地の利活用を図ることが位置づけられている。

各種の上位・関連計画の概要については、後段「資料編」にて掲載。

3. 農業・農地に関する市民意向

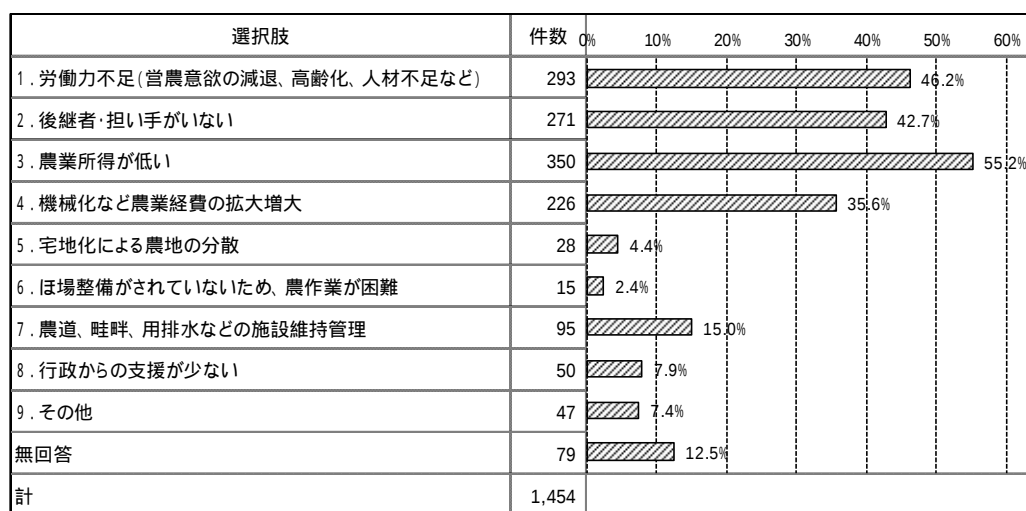
(1) 意向調査の概要

平成 26 年 12 月に、市内の農業従事者 1,000 件（無作為抽出）にアンケート調査を実施したところ、以下の結果となった（回答者数 681 件）。

(2) 意向調査結果（農地活用に関するものを抜粋）

問：現在、あなたが抱えている農業経営上の問題はどんなことですか？（複数回答可）

農業経営上の問題では、「農業所得が低い」が約 6 割と最も多く、次いで「労働力不足（営農意欲の減退、高齢化、人材不足など）」が約 5 割、「後継者・担い手がいない」「機械化など農業経費の増大」が 4 割前後となっている。



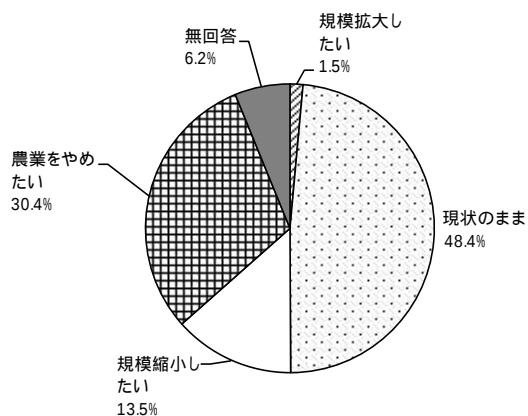
過剰回答のため集計除外 47人

問：農業の将来について、考えを伺います。あなたの家の今後の農業について、どのようにお考えですか。

今後の農業については、5 割近くが「現状のまま」と考えているが、「農業をやめたい」が約 3 割、「規模縮小したい」が約 1 割となっており、「規模拡大したい」は少なかった。

選択肢	件数	比率
1. 規模拡大したい	10	1.5%
2. 現状のまま	330	48.4%
3. 規模縮小したい	92	13.5%
4. 農業をやめたい	207	30.4%
無回答	42	6.2%
計	681	100.0%

複数回答のため集計除外 0人

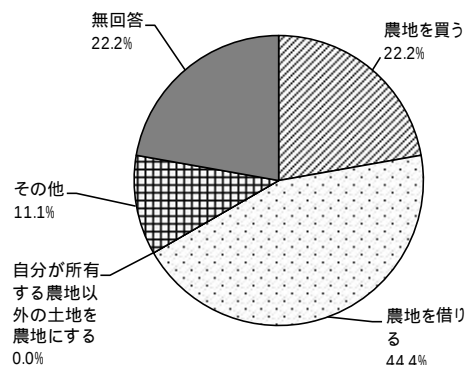


問：規模拡大する方法として何を考えられますか。

「規模拡大したい」と回答した 10 人のうち、規模を拡大する手段として、4 人が「農地を借りる」、2 人が「農地を買う」と回答した。

選択肢	件数	比率
1. 農地を買う	2	22.2%
2. 農地を借りる	4	44.4%
3. 自分が所有する農地以外の土地を農地にする	0	0.0%
4. その他	1	11.1%
無回答	2	22.2%
計	9	100.0%

複数回答のため集計除外 1人

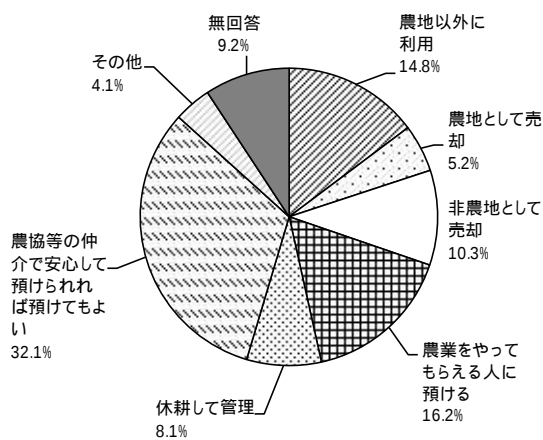


問：「規模縮小したい」「農業をやめたい」農地はどうしたいと思われますか。

「規模縮小したい」「農業をやめたい」と回答した人の今後の方針は、「農協等の仲介で安心して預けられれば預けてもよい」が約 3 割で最も多く、次いで「農業をやってもらえる人に預ける」が約 2 割となっており、全体の約 5 割が農地としての土地利用を希望している。

選択肢	件数	比率
1. 農地以外に利用	40	14.8%
2. 農地として売却	14	5.2%
3. 非農地として売却	28	10.3%
4. 農業をやってもらえる人に預ける	44	16.2%
5. 休耕して管理	22	8.1%
6. 農協等の仲介で安心して預けられれば預けてもよい	87	32.1%
7. その他	11	4.1%
無回答	25	9.2%
計	271	100.0%

「規模縮小したい」と回答 92人
「農業をやめたい」と回答 207人
複数回答のため集計除外 28人



問:自由記述（農地活用に関するものを抜粋）

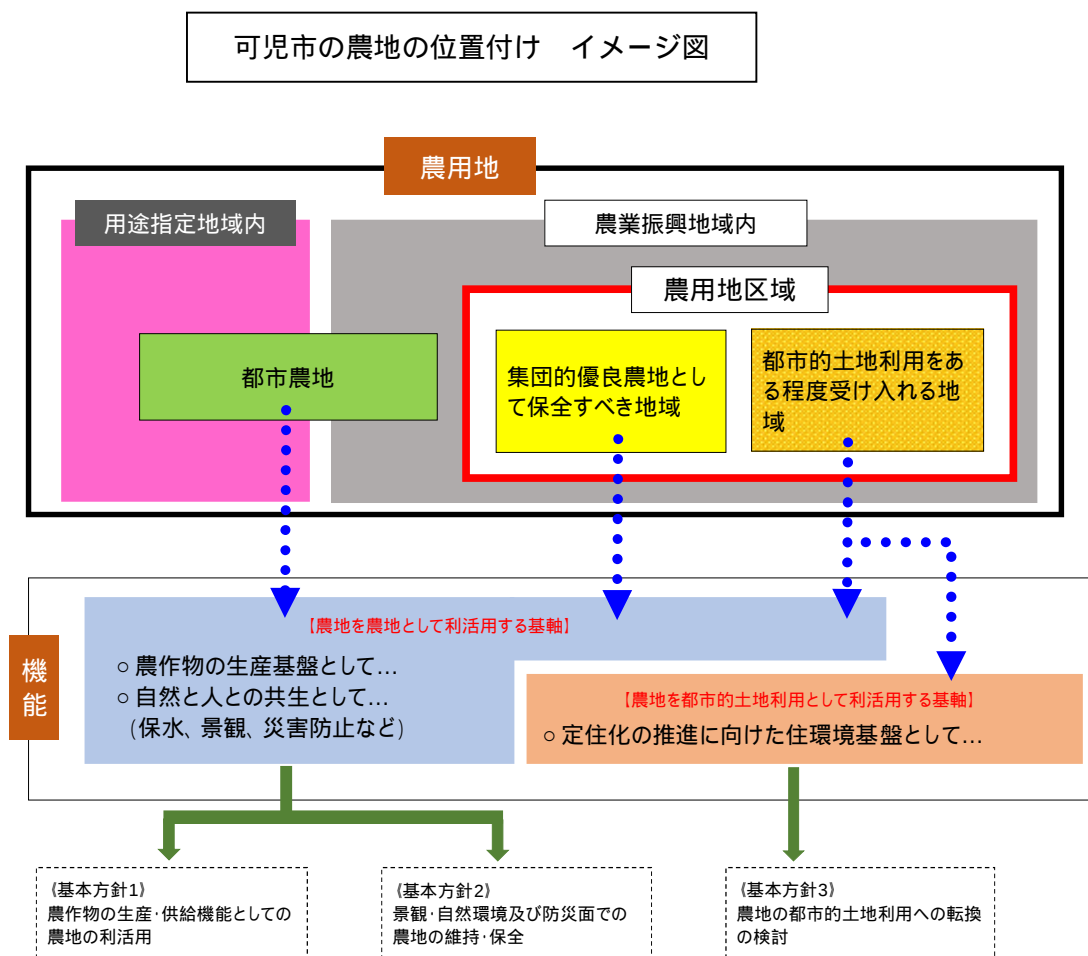
No.	意見
1	個人個人で農業を行うのは、今後無理が出て来る為、大規模化にうまく転換出来るかどうかで問題で、会社組織経営が必要。
2	休耕地において、自家消費する野菜などを作っていますが、付加価値の高い野菜等を作った時に、受け皿となる様な販売所の設置や、アドバイスなどをもっともっと農協さんが力を入れて行ってほしい。
3	中途半端な土地の利用は、ハウス栽培が適当かと思います。
4	・近隣農地に休耕、又は耕作放棄状態のものが見られる。その地を特定して借りたい（買いたい）との申し出があれば、行政が所有者に対して、積極的に仲介していただける仕組みがほしい。 ・農地の宅地等への転用の際、虫食い状態とならない様に、近隣耕作者へ土地の交換などの提案がされる仕組みがほしい。
5	可児市の農作物のブランド化と、専門業者よりの支援、指導。
6	農機具費用を安価にするため、レンタル導入ができる環境作りをして欲しい。
7	若い人が農業に楽しみながら、ふれ合える企画が必要だと思います。
8	市民農園として、野菜を作ったり、花を作ったりして、団地の人に田を貸して、休耕地を無くす様にしてほしいです。
9	大規模経営化が必要です。そのためには、農業者以外の農業参入を、大胆に進めるべきです。
10	地産地消のため、可児市で多い小規模農家の直接販売を支援する必要がある。
11	農地の市民農園化により、中高年齢層の農業従事者の取り込みを行い、農業従事者数を増大させる。
12	里いもを休耕地に栽培しているが、掘って出荷するのが大変。例えば、いも掘りを「イチゴ狩り」のように、料金をとって自由に掘って、イモ掘りを楽しんでもらうというのは、どうかと考えたりしている。サツマイモ、枝豆、出荷がめんどろな作業を「楽しい農業」ののりで、商売にしたら楽できるかな～と考えたりしている。

第2章 可児市の農地活用の将来像

1. 可児市の農地の方向性

《農地とその機能の方向性》

本市における農地とその機能の方向性は、以下のとおりとする。



[農用地：都市農地について]

平成 27 年に制定された都市農業振興基本法により、用途地域周辺の農地とともに用途地域内の農地においては、新鮮な農産物の供給、防災空間の確保、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農業体験の場の提供等の多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興と都市農地の有効活用、保全の推進が位置づけられた。都市計画マスタープランにおいても、用途地域内の農地については、景観創出機能、防災機能等を有する土地として保全を図ることとしている。

[農用地：農業振興地域内農用地区域について]

予てより農地活用ビジョンのなかで、農振農用地について「保全すべき地域」と「都市的土地利用をある程度受け入れる地域」とのエリア分けにより、コンパクトで持続可能な街づくりに寄与する計画的な農用地の活用を図ってきた。

この考え方を継続し、可児農業振興地域整備計画では、商業地化等により農用地区域からの除外が急速に進行している区域と、集団化が可能な優良農地を有する区域との二面的管理を考慮しながら農用地利用区分の明確化を図ると共に、優良農地の保全として農地転用等を農用地区域外へ誘導するよう進めることとしている。

[機能：農作物の生産基盤として]

総合計画及び総合戦略において、農業振興に向けた農作物等の地域資源のブランド化推進を掲げており、農用地の保全については「農業の活性化」という点から総合計画や可児農業振興地域整備計画等において、農地の利用集積、農地の仲介機能強化、特定法人貸付事業の活用、受託作業組織の確立、集団作付けへの直接支払い等といった手法による農用地の保全策を示している。

[機能：自然と人との共生として]

総合計画および都市計画マスタープランの土地利用方針では、農用地や集団的農地等には生産基盤のみならず、保水機能などの災害防止機能や自然と人との共生の機能、特徴的な景観があり、都市の生活環境を支える重要な要素とされていることから、農地の保全や耕作放棄地等の有効活用を図るとともに、優良農地等での無秩序な開発の抑制等、開発と保全のバランスのとれた土地利用の誘導を図る必要がある。

[機能：定住化の推進に向けた住環境基盤として]

農地の都市的土地利用区域については、予てからの農地活用ビジョンにおいても、「1. 用途地域及び幹線道路に隣接する開発ポテンシャルの高い地域」「2. 農地の虫食いにより集団的農地としての保全が困難であるが都市基盤はある程度整備されている地域」「3. 地区まちづくり計画により非農業的土地利用を誘導する所として位置づけられている地域」を基に区域指定し、併せて農用地除外にあたっての建物用途等の運用基準を設けることにより、都市的土地利用のあり方を方向付けてきた。

この考え方を継続し、都市計画マスタープランにおいて用途地域外で日常生活を支える拠点を形成している区域や、用途地域に近接して市街化が進展している又は進展するであろう区域に「都市的土地利用推進地」を設定し、まちづくり条例や開発許可基準等との整合、周辺の自然環境や営農環境、居住環境等との調和、農業施策との調整などを図りながら必要となる都市的土地利用を検討・推進することと示している。

2．農地活用の将来像

(1) 基本方針

農地の利活用の方向性、並びに農地が有する機能別要素から、以下の3つを基本方針として進めることとする。

基本方針1．農作物の生産・供給機能としての農地の利活用

市民への安心・安全な農作物の供給を基本に、農地の保全と農地の持つ様々な機能を最大限に有効活用できるように施策を展開していきます。

基本方針2．景観・自然環境及び防災面での農地の維持・保全

農地の緑はまちなかに潤いやゆとりのある景観を作り出します。

魅力的な景観要素となる農地を保全し、農と住の調和した緑豊かなまちづくりに向けた土地利用を検討します。

また、近年、ゲリラ豪雨が頻発しており、また、南海トラフ巨大地震の発生なども予測されているなか、防災上の安全・安心の確保は急務となっています。特に本市においては、過去にも水害被害が発生しており、農地の多面的な機能の一つとして、安全・安心を確保するための土地利用を検討します。

基本方針3．農地の都市的土地利用への転換の検討

現状の土地利用に応じて、農地、都市的土地利用の効率的な活用を検討し、互いに役割を十分に発揮できる土地利用を検討します。

(2) 農地活用の将来像

[基本理念]

農地の多面的な活用による、活力あるまちづくり

農地には、最も基本的・根本的な食料生産としての役割のほか、景観を含めた環境保全、子どもからお年寄りまでの体験・学習の場としての役割、近年では防災機能としての役割など様々な役割がある。

特に都市近郊に位置する本市の農地は、市街化形成としての開発需要と従来からの農地保全の考えとの混在のなかで、無秩序に開発が進み、それにより農地が分断され、生産効率が下がる危険がある。そこで、開発需要に対して、農地保全を念頭に置きつつ、農地が有する機能を明確化し、多面的な農地の活用を示すことで現状農地から生まれる様々な効果を最大化できるよう進めるものである。

本ビジョンでは、「農地の多面的な活用による、活力あるまちづくり」を基本理念とし、総合計画の将来像である「住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造」につなげることとする。

第3章 農地活用の展開方針と具体的な施策

将来像である「農地の多面的な活用による、活力あるまちづくり」の実現に向けて、農地の多面的な機能を認識し、それぞれの効果が発揮できるように施策を展開する。

また、農地の活用においては、都市的な利用と農地との混在が見られる地区では、農業施策との調整を図りながら、農地の効率的な活用の視点から、実情に応じて、土地利用の方向性を判断する。

そこで、基本方針の分類に沿って、農地活用の展開方針とその具体的な施策について、次のように整理する。

基本方針1. 農作物の生産・供給機能としての農地の利活用

1. 新鮮な農作物の供給

近年、食への安心・安全の意識はますます高まっている。

本市の特徴でもある都市近郊に位置する農地では、地元生産者と地元消費者の距離は短く、新鮮で安心・安全な農作物を都市部へ供給することを可能としている。地元消費者としても、新鮮さだけでなく、地元生産者の顔が見えやすいという状況は、安心につながる。

今後も「地産地消」を重視し、安心・安全な農作物を安定的に生産・供給できる地場として農地を維持する。

農地保全・農地管理として

- 可児農業振興地域整備計画、並びに農地法に基づく農地転用許可制度の適正な運用により、生産性の高い集团的農用地を維持する。
- 農地の保全管理や環境整備を地域全体で考える機会を設けることで、優良農地の保全や耕作放棄地の発生抑制等を誘発する。
- 本市の農業を担う若い農業後継者、地域農業集団・組織等を育成し、利用権設定や受委託の促進等により農地の集積を行なうことで、農地の効率的・総合的な利用の維持を図る。

具体的な施策

- ・ 農振法や農地法による農用地区域の適正管理
- ・ 地域懇談会の開催や多面的機能支払交付金制度の活用推奨

- ・ 農業相談窓口の充実
- ・ 農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握(農地中間管理事業、農地銀行など)
並びに貸出希望農地の情報公開
- ・ 地域の担い手への農地利用集積の促進
- ・ 新規就農者、異業種の農業参入の推進
- ・ 集落営農組織や農業法人などの設立の推奨と、その設立に向けたアドバイザー仲介
- ・ 地域ボランティア等による耕作放棄地対策への支援制度の創設検討
- ・ 農振農用地内の農地管理に対する条例等制定の検討
- ・ 集団優良農地内での集団作付けに対する支援(産地交付金「団地加算」による支援)
- ・ 農地を農地として活用するための「市民アイデア」の募集とそのアイデア実現の検討

地産地消として

- 市内で作られた安心・安全な農作物を地元で消費する「地産地消」を推進することで、生産者と消費者との「顔の見える関係づくり」を築き、消費者による農業への理解と生産者の意欲向上につなげる。

具体的な施策

- ・ 学校給食や市内企業への地元食材活用の啓発・供給
- ・ 農産物直販所(ファーマーズマーケット)の充実
- ・ 産業祭、農業祭での地元農産物(食材)の P R ・店頭販売
- ・ 「可児そだち」認定事業の推進
- ・ 地元農産物を原料とした加工品等の紹介と情報発信
- ・ 生活改善グループ「味菜の家」を中心とした地産地消及び食育推進活動の実施

地場産農作物、及び地場産農作物を活用した加工品等のブランド化として

- 本市では、「可児市の農産物と言えば、●●！」と誰もが答えるような特産品農作物がない状況下にある。その中において、「里芋」については昔から盛んに出荷や P R がされており、現在も里芋を原料とした各種加工品を開発・販売している市内業者も存している。
このように、ある特定の農作物品種を奨励作物として位置づけ、集団的な作付け誘導を図っていく。
- 健康食材や外国産野菜など、付加価値があり、かつ希少である目新しい特定品種をターゲットとして、耕作放棄地などを利用しながら臨床栽培を行う。

具体的な施策

- ・ 「可児そだち」認定事業の推進(再掲)

- ・地元農産物を原料とする加工品生産（特産品開発）の推奨、及び開発費に係る支援
- ・（可児市オリジナル）農作物のブランド化に向けた試験ほ場としての活用、並びに協力農家の募集や参入を検討する企業の掘り起こし
- ・戦略的農作物としての特定品種（奨励作物）の指定と、その作付けに対する支援助成の創出検討

鳥獣被害防止策として

- イノシシ、アライグマ、ヌートリアなどの野生生物による農作物への被害は、農家の農事意欲を低下させる要因となるため、これら有害獣の捕獲や侵入防除のための対策を推進する。また、鳥獣を寄せ付けないための環境の整備を市民とともに進めていく。

具体的な施策

- ・鳥獣捕獲の担い手の育成・確保
- ・耕作放棄地の適正な管理や残渣処理の周知・啓発
- ・耕作者による有害獣被害防止柵の設置経費に対する助成
- ・（生活環境保全目的も含んだ）地域の協働による「面的防除柵」の設置に係る支援制度の創設検討
- ・地域の協働による里山（バッファゾーン）整備の協議

2. 農業体験・学習、交流の場の創出

都市に住む人が農業を体験したり、その文化・自然に触れるなど、農業を介して生産者と都市に住む人との交流が人気になっている。また、農地は予てより市内の幼稚園・保育園や学校、地域イベントにおいて子ども達が自然や農業の体験・学習をする場としての役割を担っている。

今後も新規就農者や移住者のきっかけとなる交流や、体験・学習の場として、農地の安定的な活用を推進する。

市民農園として

- 市民がレクリエーションとして農業を行える場所を身近に確保することで、農業体験の機会の増加や生きがいの創出等を推進する。特に、高齢者の余暇の活動の場として徒歩圏内における貸農園を開設するなど、高齢者の健康づくりや介護予防の場につなげる方法を模索する。
- 都市に住む人が気軽に農業へ参加できることや地域の人との交流が図れるように、用途地域内の農地においてもニーズを踏まえた日帰り型の市民農園としての活用を

推進する。

具体的な施策

- ・ 市民農園開設者の募集、並びに市民農園利用希望者の募集
- ・ 健康づくりや介護予防の面から見た農業の効能 P R

子ども達の農業体験として

- 子どもたちの食育や農業体験の機会の創出のため、農業体験ができる環境を整備する。特に、小中学校の学習指導要領総則に農業体験活動を明記する方向にあり、その体験活動の実施に向けて、農家や農業協同組合、学校側と連携協議を図る。
- 農業協同組合の食育事業との連携やイベントの開催、公民館講座等に農業体験学習を導入するなど、日常的に体験できる環境づくりを構築する。

具体的な施策

- ・ 農業協同組合と連携したイベントの開催
- ・ 農業アドバイザー派遣による講話・実技指導

基本方針 2. 景観・自然環境及び防災面での農地の維持・保全

1. 景観・自然環境の保全

緑豊かな農地は、原風景的な景観を形成し、人にやすらぎや潤い、なつかしさを感じさせる機能を有する。

また、農地は豊かな生態系の環境を形成しており、この環境を維持することで多様な生物の保護に大きな役割を果たしている。

緑と調和したまちを維持するために

- 「原風景」である美しい田園風景を守るために、特に景観を損なう要因である道路沿線における耕作放棄地の解消を推進する。

具体的な施策

- ・ 景観計画の適切な運用
- ・ チューリップ畑、ひまわり畑などの観光機能も兼ねた景観作物の導入促進

自然環境の循環を維持するために

- 農地は周辺の緑地と合わせて、生物の生息・生育域を担っているため、希少種の保護等を含んだ生物多様性の保全として、農業生産活動や農地・水路等の維持管理活動の継続を啓発・誘導する。
- 豊かな緑地・農地がある場所では、土地利用の適正化を図るとともに、開発許可制度の適正な運用により、生物の生息環境を壊さないよう開発を抑制する。

具体的な施策

- ・ 農地における水質浄化機能や生物多様性の学習機会（講座・イベント）の創出

2. 安心・安全な環境の確保

農地は、雨水を一時的に貯えることが可能であるため、河川に流れる量を調整する機能を有しており、地下水の涵養にも役立っている。

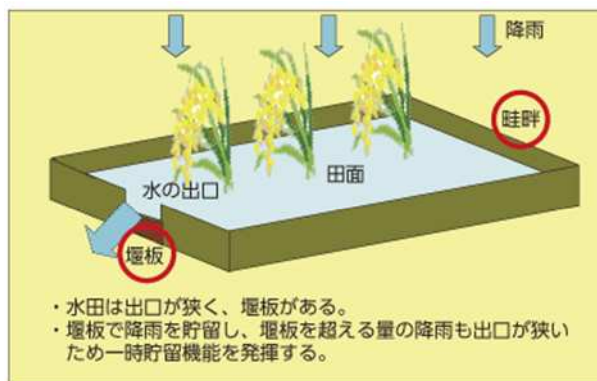
また、本市においても、南海トラフ地震の発生による影響が想定される中で、農地の防災機能として延焼遮断体、避難地等の役割が期待される。

雨水調整機能の維持、強化として

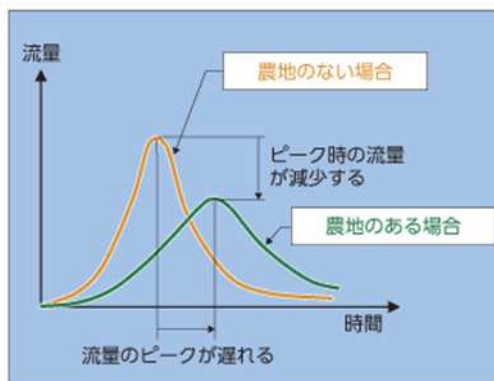
- 水田や畑の土壌は、雨水を浸透する機能（保水機能）と雨水を滞留する機能（貯留機能）を有するため、雨水が時間をかけて徐々に河川に流れ込むことで河川の氾濫を抑え、洪水を防止・軽減するとされている。この機能を維持するためにも、河川の上流部にある一団の農地については、耕作放棄地の解消や用水路等の農業基盤の整備に対応しながら、農地としての機能維持を図る。

具体的な施策

- ・ 用水路や畦畔の整備の推進
- ・ （雨水調整機能の対価として）農地を農地として活用している地権者へのインセンティブ制度の創設検討



資料：農林水産省作成



防災空間としての保全、活用として

- 用途地域内の建物が密集している場所や避難所までの距離が遠い場所において、火災の延焼防止や災害発生時の一時的な避難場所として農地を活用する。
- 都市農地については、市街地におけるヒートアイランド現象の緩和の機能面からも、保全・維持を図る。

基本方針3. 農地の都市的土地利用への転換の検討

1. 定住促進に向けた農地の都市的土地利用への転換の検討

まちづくりの上位計画である総合戦略や第二次可児市都市計画マスタープランにおいて、本市の人口減少に歯止めをかけるための定住・移住施策の促進に向け、都市機能や土地利用のポテンシャルを活かす土地利用の方向性を位置づけている。

基本方針1・2に基づき、農地は「農作物の生産・供給機能」の場として、また「景観・自然環境及び防災機能」の観点から保全・維持を前提とするが、都市活力の維持・向上、定住・移住施策の促進など、本市が目指すまちづくりにつながる利活用についても、農振法や農地法に則しながら、前向きに容認を検討していく。

「集団的優良農地として保全する地域」と「都市的土地利用をある程度受け入れる地域」の設定

第二次可児市都市計画マスタープランでは、用途地域外の集落や農地を「集落地・農地ゾーン」として位置づけ、保全することとしている。一方で、日常生活を支える拠点を形成しているなど、地域のなかで優位性の高い場所や用途地域に近接し市街化が進展している場所については「都市的土地利用推進地」として位置づけ、農業施策との調整を図りながら、地域の実状に応じた都市的土地利用を検討・推進することとしている。

その方針により、本市では農振農用地区域について

- 集団的優良農地として保全する地域・・・『農用地A地域』
- 都市的土地利用推進地（農地保全を前提としながらも都市的土地利用をある程度受け入れる地域）・・・『農用地B地域』

という二面的なゾーニング設定をすることでメリハリのある農地保全管理を目指すと共に、農地以外の利活用についても無秩序な開発などを避けるために「土地利用転換行為に関する運用指針」をもって規制・誘導を図るものとする。（このゾーニング・指針の考え方は、今までの農地活用ビジョンの考え方を継承）

なお、農用地B地域として指定する地域（H29.4/1以降）は、次表のとおりであり、

指定地域に位置する地番で構成・管理する。

地区名	指定小字		指定面積
瀬田	【全部】	小豆田、音無、欠ノ上、前田、下縄手、桶田、神田、四ツ辻、神崎、	20.00
	【一部】	竹越	
柿田	【全部】	稲垣、六ノ坪、三字古、杉坪、月田、細池、池尻	16.95
淵之上	【一部】	西前田	2.97
平貝戸	【全部】	前田	8.94
	【一部】	川田	
石森	【全部】	松橋、桜木、中屋敷、	6.47
	【一部】	一町田、	
石井	【全部】	八ヶ尻、上り花、浮古、榎坪、浦田	8.56
広見	【全部】	大田、横枕、三反田、上田、伊ノ木、縣、乗里東、丸之内、続之内、霊之前、八反田、上八反田、北反田、下反田、迎田、大橋、倉坪、六反田、塚本、中長	14.79
下切	【全部】	細洞、真菰、神田、	7.36
	【一部】	百合前、田光前、的場下、尻毛	
土田	【全部】	井之鼻、大尻、岡下、戸走、大道	22.30
菅刈	【全部】	乗定、前田、六反田	3.42
東帷子	【全部】	坂井筋、加治屋洞筋、上清涼寺	4.60
矢戸	【全部】	横枕、下屋敷、北屋敷、北雲、寺田、中田	5.65
塩	【全部】	信濃街道、打越、浦之田、四反田、三反田、五反田、鍋曾、向田	12.93
	【一部】	宮下、山田	
坂戸	【全部】	落田、八ツ物、宮浦、石田、前田、大戸、西ノ川原、八幡前	7.65

計 142.59

【全部】小字内の農振農用地の全て地番が対象。

【一部】小字内の農振農用地の内、一部の地番が対象。

指定面積の単位はヘクタール（四捨五入による）。

具体的な施策

- ・都市計画マスタープランに掲げる都市的土地利用推進地エリアに則した「農用地 B 地域」の設定と、農用地 B 地域の各筆管理簿の整備
- ・転換行為に係る農振法、農地法上の相談・指導
- ・東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジ周辺地域の土地活用の検討

農地を農地以外に転用する場合について

農地以外への利活用（農振除外、農地転用）については、前述の「土地利用転換行為に関する運用指針」による規制のみならず、農振法並びに農地法において、農地以外への利活用に対する必要性・適当性・代替性、農地の一団性や周辺の市街化の状況、隣接農地への影響や地域全体の農作業効率に極力問題の無いことが条件とされる。

また、本市における開発については、「可児市市民参画と協働のまちづくり条例」や「可児市開発協議要綱」、その運用を示す「開発許可事務の手引」などに基づき、事業者にも事前協議や開発基準を求めていることから、開発許可事務の所管（建設部建築指導課）と農地管理の所管（観光経済部産業振興課、農業委員会）においては、連携してその利活用の方向性を十分に審議することとする。

＜ 資 料 編 ＞

1. 各種「上位・関連計画」等の概要

計画名	可児市第四次総合計画 後期基本計画
策定期間	平成 23 年・平成 28 年
計画期間	基本構想 平成 23 年から平成 31 年まで 後期基本計画 平成 28 年から平成 31 年まで
市の将来像	住みごこち一番・可児 若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造
■ 農地・農業に関する事項	
まちづくりの基本目標	○ふるさとの環境を守り、うるおいとやすらぎのあるまちづくり ・ふるさとの自然を守り、共生する社会をつくる（環境保全対策） ・愛着と誇りの持てる良好な景観形成を進める（景観） ○人が集い、地域が元気なまちづくり ・持続可能な農林業のしくみをつくる（農林業）
土地利用の方針	1.土地利用の需要調整 ○自然的土地利用 食料自給率の向上、自然環境システム維持、動植物の保護、田園風景の維持に配慮し、保全と耕作放棄地などの有効活用を図る ○土地利用の転換 森林、原野、農用地、宅地等の転換は、容易には元へ戻せないこと、生態系等様々な自然の循環系に影響を与えること等を考慮し、慎重な配慮の下で行う。 2.土地利用の質的向上 ○安心して暮らせる土地利用 災害に対する特性を踏まえた適正な土地利用 農用地や森林の保護管理による保水機能の維持などの災害防止機能の活用により、安全性を総合的に高める。 ○自然と人が共生する土地利用 里山景観と広がりある田園空間の保全と活用 ○地域の活力が創出される土地利用 東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジ等へつながる道路の活用、農業の 6 次産業化への取り組み等を図る。

土 地 利 用 の方針	利用区分ごと 規模の目標	基準年次（平成 19 年）		目標年次（平成 32 年）	
		面積（ha）	構成比（％）	面積（ha）	構成比（％）
	農用地(農地)	1,207	13.8%	1,154	13.2%
重 点 方 針 の施策	重点方針 地域・経済の元気づくり ○地場産業を伸ばす ・地域資源のブランド化推進 有力な可児ブランドの創出・販路拡大の支援、可児ブランドイメージ向上への戦略的な P R ・農業の活性化 認定農業者や参入した法人、新規就農者への支援、農地中間管理事業による農地の集積・集約の促進、直売所を活用した地産地消の推進と農業所得の向上、農業経営者の所得安定対策の促進、地元野菜を使った講習会・講座の開催や加工技術の向上推進、学校給食での地元産食材の使用推進、農用地や水路、農道など良好な農村環境の保全や整備への支援、荒廃・遊休農地や耕作放棄地の解消対策の推進と農振農用地の保全の推進 ・都市基盤の整備 都市計画マスタープランに沿った土地利用の推進、市民参画と協働のまちづくり条例、開発協議要綱に基づく適切な開発指導 重点方針 まちの安全づくり ○災害に強いまちをつくる ・洪水対策の推進 宅地開発事業における調整池の審査・指導、治水・保水機能としての農用地や水路、農道など農村環境の保全や整備への支援、荒廃・遊休農地や耕作放棄地の解消対策の推進 ○環境にやさしいまちをつくる ・自然・快適・生活環境保全の推進 N P O、市民による里地里山保全活動への支援、農村環境を利用した自然生物の生息環境の保全				

計画名	可児市総合戦略
策定時期	平成 27 年 10 月
対象期間	平成 27 年度から平成 31 年度まで
基本目標	1.安定した生活基盤を築ける「人と経済が元気なまち」を創る 2.市の魅力を向上・発信することにより、人を引き付ける「魅力とつながりのあるまち」を創る 3.子育て世代が安心して、妊娠・出産・子育てができる「子育ての希望がかなうまち」を創る 4.地域で安心して暮らし続けることのできる「健康と安心が実感できるまち」を創る
■ 農地・農業に関する事項	
「人と経済が元気なまち」を創る	○新たな企業立地の促進 ・東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジ周辺の有効な土地利用の検討 ○地域資源のブランド化の推進 ・可児ブランドのイメージ向上への戦略的なPR ・有力な可児ブランドの創出の推進 ・販路拡大への支援
「魅力とつながりあるまち」を創る	○観光資源を掘り起こし、磨き上げ、魅力を伝えることで交流人口を増やす ・木曽川左岸・鳩吹山・可児川下流域 癒しの空間の活用 ○定住・移住を促進するために都市機能や土地利用のポテンシャルを活かす ・都市計画マスタープラン、農地保全と農地活用ビジョンの策定 ・土地利用の検討 ○子どもたちにふるさとの良さを伝える ・ふるさと教育の推進 ・地域資源を活かした体験学習

計画名	可児農業振興地域整備計画																																																																					
策定期間	平成 29 年 5 月																																																																					
農用地利用計画	1．農用地利用計画 (1) 土地利用の方向 農政面においては、農用地利用の適正化と地力の維持増進を図りながら、優良農地の保全、農業用施設の整備を進め、農業生産基盤の整備・保全を行うと共に、農業振興地域内の非農用地区域に所在する農用地について、農用地区域への編入促進を図る。また、農業経営基盤の強化・促進のため、農地中間管理事業等による農地の集積・集約化や農作業の受委託、集落営農の組織化・法人化を図り、経営の規模拡大を助長し、円滑かつ合理的な流通体制のもとに農産物の計画生産、共同出荷体制づくりを推進し収益性の高い農業経営の確立を進める。 (2) 農業上の土地利用の方向 ア 農用地等利用の方針 現在、本市では農地転用及び不耕作地の増加が進行しており、農業振興において必要な優良農地の維持・確保の面で大きな問題となっている。 この対策として、現在、商業地化等により農用地区域からの除外が急速に進行している一部区域と、集団化が可能な優良農地を有する区域との二面的管理による農用地利用区分の明確化を図ると共に、優良農地の保全として農地転用等を農用地区域外へ誘導するよう進める。 表【農用地等利用の方針】 <table><tr><th rowspan="2">地区</th><th colspan="3">農地</th><th colspan="3">採草放牧地</th><th colspan="3">農業用施設用地</th><th colspan="3">合計</th><th>森林・原野</th></tr><tr><th>現況</th><th>将来</th><th>増減</th><th>現況</th><th>将来</th><th>増減</th><th>現況</th><th>将来</th><th>増減</th><th>現況</th><th>将来</th><th>増減</th><th>現況</th></tr><tr><td>東部（A）</td><td>392.7</td><td>392.7</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td>2.3</td><td>2.3</td><td>0</td><td>395.0</td><td>395.0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>西部（B）</td><td>221.5</td><td>221.8</td><td>0.3</td><td></td><td></td><td></td><td>0.7</td><td>0.7</td><td>0</td><td>222.2</td><td>222.5</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr><tr><td>合計</td><td>614.2</td><td>614.5</td><td>0.3</td><td></td><td></td><td></td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>0</td><td>617.2</td><td>617.5</td><td>0.3</td><td>0.3</td></tr></table> 単位：ha イ 用途区分の構想 東部地区（A） この地区は、「県営ほ場整備事業」等による土地改良事業がほぼ全域で完了しており、主に水田として利用されている。 特に、久々利地区約 100ha、平牧地区約 116ha は優良農地の一団地として最も保全すべき区域であり、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や担い手への農作業受委託を進めると共に、担い手の育成や集落営農の組織化・法人化による効率的かつ安定的な農地利用の促進を図る。	地区	農地			採草放牧地			農業用施設用地			合計			森林・原野	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	東部（A）	392.7	392.7	0				2.3	2.3	0	395.0	395.0	0	0	西部（B）	221.5	221.8	0.3				0.7	0.7	0	222.2	222.5	0.3	0.3	合計	614.2	614.5	0.3				3.0	3.0	0	617.2	617.5	0.3	0.3
地区	農地			採草放牧地			農業用施設用地			合計			森林・原野																																																									
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況																																																									
東部（A）	392.7	392.7	0				2.3	2.3	0	395.0	395.0	0	0																																																									
西部（B）	221.5	221.8	0.3				0.7	0.7	0	222.2	222.5	0.3	0.3																																																									
合計	614.2	614.5	0.3				3.0	3.0	0	617.2	617.5	0.3	0.3																																																									

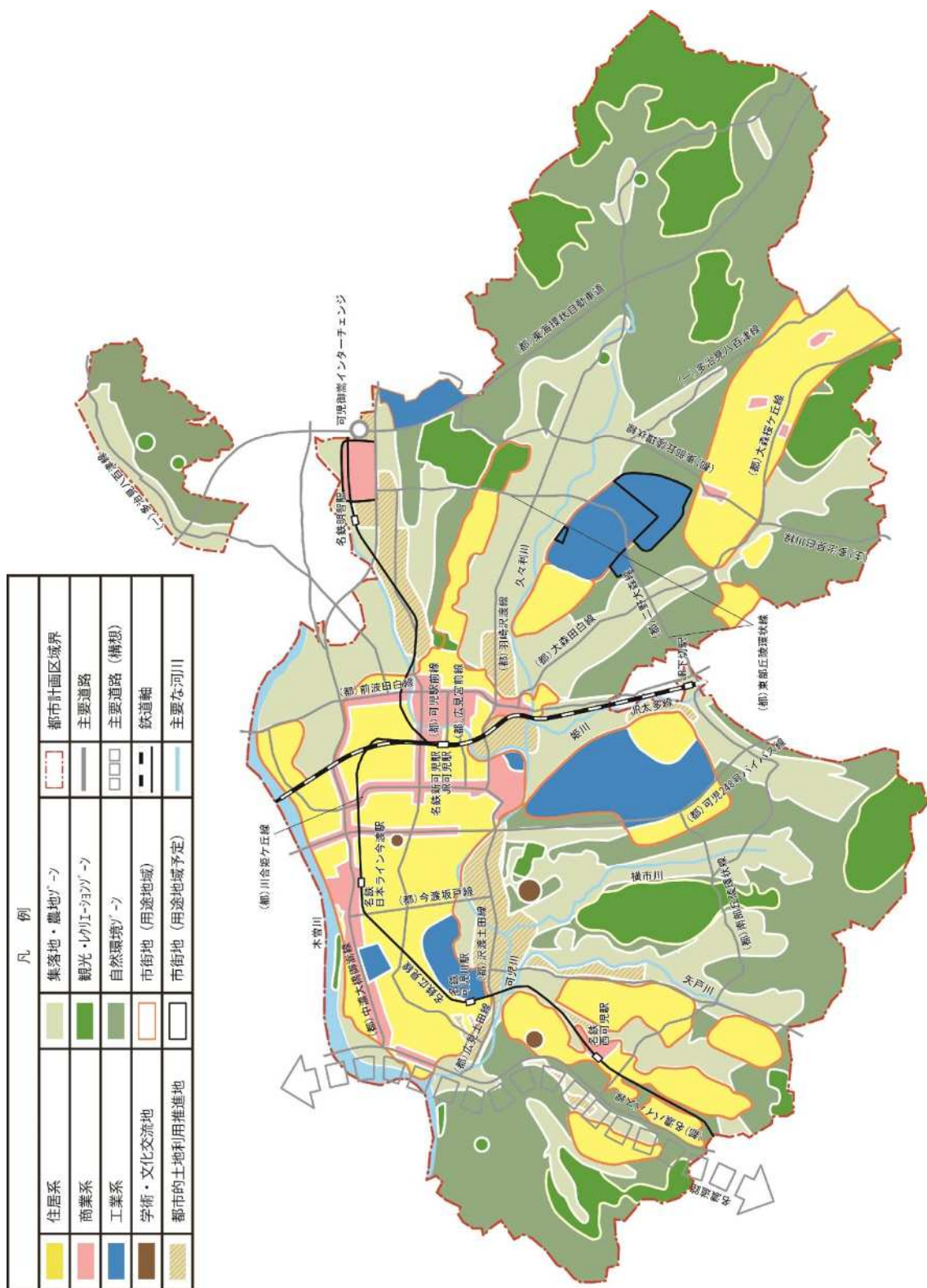
	西部地区（Ｂ） この地区においても「県営ほ場整備事業」による土地改良事業がほぼ全域で完了しており、主に水田として利用されている他、木曽川沿いの中濃大橋付近において露地野菜生産による畑としての利用が行なわれている。 この地区では、春里南部（塩河、室原、長洞）の約 82ha がまとまった優良農地として最も保全すべき区域であり、水田を中心に東部地区同様、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化や担い手への農作業受委託を推進すると共に、高収益作物・作型の導入や機械化による省力化を図り、複合的な農地利用を進める。
その他計画	2-1 農業生産基盤の整備開発計画 用排水施設の整備、農道舗装整備事業、かんがい排水事業、土地改良施設維持管理適正化事業等を進めるとともに、水田を中心に農地の集積、農作業の集団化等により、導入機械の大型化と効率利用を推進し、労働生産性の向上および経営の安定化を図る。 2-2 農用地等の保全整備計画 水源をため池等に依存する区域は、施設の老朽化等により営農に支障をきたすとともに、洪水被害が懸念されている。そこで、ため池等の整備により農用地等の保全に努める。 2-3 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 農業経営基盤強化促進法を活用し、中核農家および組織経営体の育成による経営規模の拡大と安定化を図るため、流動農地の掘り起こし、利用権の設定および作業受委託のあっせん等を推進し農地の利用集積に努める。 2-4 農業近代化施設の整備計画 生産にかかる経費の節減、経営の合理化などのため、農業近代化施設の充実が必要となっている。過大な投資を避け、効果を良く見極めて計画性を持って整備を促進する。 2-5 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 地域の農業構造の現状を踏まえ、農業が担い手農家や新規就農者にとって魅力的でやりがいのあるものとなるよう農業経営の発展目標を明らかにし、効率的・安定的な農業経営体を育成する。 2-6 農業従業者の安定的な就業の促進計画 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を目標とする上で、安定した就業機会の確保・拡大は重要な意味を持つことから、更なる安定を目指し、自市内就業率の上昇を課題とする等、積極的な改善を図る。 2-7 農村生活環境施設の整備計画 本市の農村における生活環境は都市部と比較して利便性、快適性等の面で不十分であり、今後はこれらを中心に改善を図っていく。

計画名	第二次可児市都市計画マスタープラン
策定期間	平成 28 年 12 月
目標年次	平成 38 年度
■ 農地・農業に関する事項	
都市づくりのテーマ	地域特性に応じた都市づくり ・丘陵地、集团的農地、河川・ため池等の自然環境は、都市の生活環境を支える重要な要素である。 ・丘陵地や優良農地での無秩序な開発の抑制等、開発と保全のバランスのとれた土地利用の規制・誘導を図るとともに、総合的な安全対策に向けた取り組みを推進することで、自然環境と調和した安全に暮らせる都市づくりを進める。 開発ポテンシャルを活かした都市活力の向上 ・駅やインターチェンジ、幹線道路周辺の交通利便性の高い地域や商業施設が隣接する地域において、開発ポテンシャルを活かした都市活力の向上に資する都市づくりを進める。
都市づくりの目標	○定住・移住の促進に向けた快適な居住環境の確保 ・市街地内の低未利用地を中心として、新たな居住の受け皿となる住宅の供給を図る。 ・低未利用地の利活用を進めつつ、日常生活に不可欠な医療・福祉や教育、文化機能等の効果的な整備・充実を図る。 ・ゆとりやうるおいを感じられる環境形成に向けて、市街地内緑地の保全や親水空間の整備、景観形成等を総合的に推進する。 ○秩序ある開発の誘導と自然環境や優良農地の保全 ・本市の丘陵地や集团的農地、河川・ため池等は、特徴的な景観を有するとともに、都市の生活環境を支える重要な要素。 ・丘陵地での無秩序な開発を抑制するとともに、残存する森林・農地等は次世代に継承する貴重な自然環境資源として保全することを基本とする。 ・南部丘陵地に広がる優れた生態系を有する森林や多くのため池、市街地内の樹林地、農地、河川等は、都市の自然環境を形成する重要な要素であるとともに防災機能も備えていることから、生活にうるおいを与える貴重な資源として整備、保全を図る。 ・市街地内において、景観創出機能、防災機能等を有する土地利用上重要な役割を担う農地について「農のあるまちづくり」の観点から保全に努める。

将来都市構造のゾーニング	集落地・農地ゾーン ・市街地ゾーンの周辺や丘陵地に挟まれて放射状に広がる農地及びそこに点在する集落。農用区域に指定される一団の農地。 ・食糧の生産基盤として、また、保水機能や市民生活にうるおいをもたらす田園景観を構成する要素として、営農環境の保全を図る。 ・一団のまとまった住宅地や商工業の開発は、計画的な土地利用や都市基盤の整備を前提に検討する。
土地利用の方針	1.基本方針 ○良好な住宅地の形成（用途地域内） ・用途地域内の農地については、宅地化の促進を前提とするが、景観創出機能、防災機能等を有する農地は保全に努める。 ○計画的な土地利用の規制・誘導（用途地域外） ・新たな宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努める。 ・ただし、日常生活の利便性向上に資する施設や、産業用地の確保等のために必要な場合は、まちづくり条例や開発許可基準に適合し、周辺の自然環境や営農環境、居住環境等との調和に十分に配慮された計画的な都市的土地利用を許容する。 ・開発需要の増加が予測される東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジ周辺地区では、用途地域の指定を検討し、集团的農用地・既存集落との調整を行いながら、適正な土地利用を図る。 ○自然環境や田園環境の保全・活用 ・丘陵地に沿って広がる農業振興地域における農用区域等の集团的農地では、既存集落と調和した良好な営農環境が形成されており、これを維持するため無秩序な開発を抑制する。 2.配置方針 ○集落地・農地ゾーンに関する方針（用途地域外の集落や農地） ・農振農用区域に指定されている一団の農地が広がるエリアにおいて、農業生産を支える優良農地として保全を図るとともに、貴重な緑地空間として保全・活用を図る。また、大気の浄化等の環境保全のほか、市民農園としての活用や大雨時の調整池機能等、多面的な機能を活かすことのできる方策を検討する。 ○市街地ゾーンの都市的土地利用推進地（広見、広見東、帷子、春里等） ・日常生活を支える拠点を形成している等、地域のなかで優位性の高い場所や、用途地域に近接し市街化が進展している場所については、農業施策との調整を図りながら、住宅や生活利便性を支える施設等、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進する。

都市施設の方針	○公園・緑地の整備方針 ・優れた生態系を有する南部丘陵地、市街地や集落地周辺の農地、樹林地、社寺林等は、うるおいとやすらぎのある景観を形成する重要な要素であり、防災機能も備えていることから、適切に保全するとともに、体験学習やエコツーリズム等における自然とのふれあいの場として活用する。
自然環境の保全及び都市環境形成の方針	○農地 ・農業生産の基盤である農地は、環境面、防災面、自然環境面からも重要な役割を担っている。その基本的機能を維持するため、都市的土地利用との調整を図りながら、必要な保全に努める。 ・新規農業法人の法人化や農地集積を支援するとともに、農地中間管理事業を通じて農地の集約化を推進し、営農環境の維持を図る。 ・農業の 6 次産業化、食料自給率向上の観点等から、用水路等の農業生産基盤の整備、適切な維持・管理に努め、営農環境を保全する。 ・遊休農地については、環境学習や市民農園等の活用方法を検討し、荒廃の防止、良好な環境・景観の保全を図る。
都市防災の方針	・災害に強いまちづくりを目指し、防災機能を有する森林・農地・河川・ため池等を保全するとともに、災害危険箇所における開発行為を抑制する等、適正な土地利用の規制・誘導を図る（土地利用の規制・誘導）。
地域別構想 都市的土地利用推進地	・広見地区、広見東地区、（都）沢渡土田線の周辺では、周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、住宅や生活利便施設等、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進する。 ・沿道商業施設や住居の立地が進む坂戸地区や西可児駅周辺では、周辺の住環境や自然環境、農業施策との調和を図りながら、住宅や生活利便施設等、地域の実情に応じた都市的土地利用を検討・推進する。

図 都市的土地利用推進地（「都市計画マスタープラン」より）



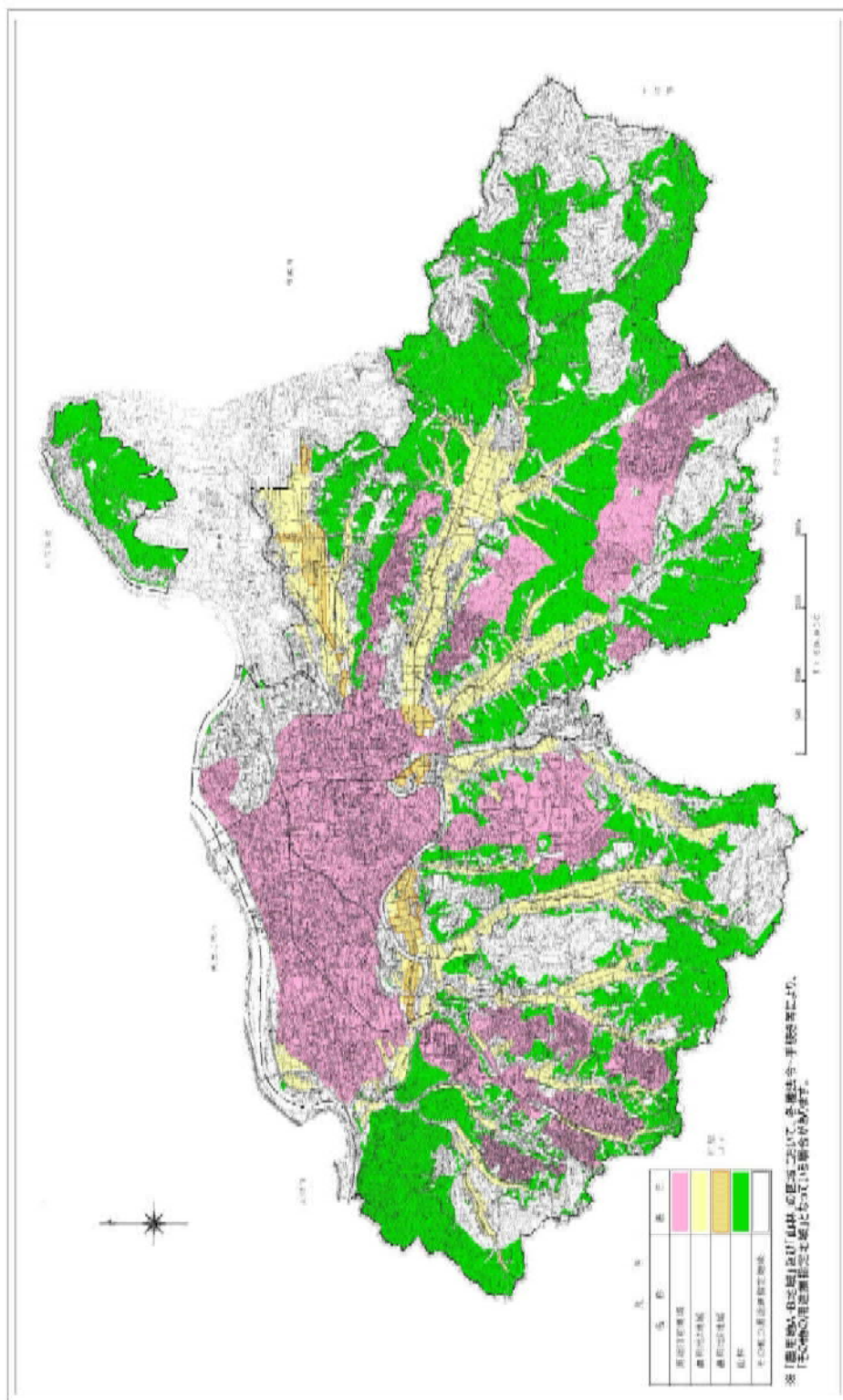
計画名	農地保全と農地活用ビジョン
策定期間	平成 17 年 12 月
運用期間	平成 18 年から平成 25 年まで
計画の位置づけと策定趣旨	・ 農振法による農用地利用計画を補完する運用指針 ・ 農振農用地において「保全すべき地域」と「都市的土地利用をある程度受け入れる地域」のエリア分け ・ きめ細かな農地保全型農業振興の基本的な考え方と方針
ビジョンの目標	1. 農用地利用計画の適正運用 2. 食料自給率による農用地確保・維持 3. 可児市モデル型農業振興の確立
農用地評価結果と考察	「開発要因の強さ」と「農地保全意向の強さ」からの農用地開発ポテンシャルを評価。特に 3 地区で開発ポテンシャルが高く、緊急の農用地転用の対策を講じる必要性がある。 1. 広見東地区 東海環状自動車道可児・御嵩インターチェンジや国道 21 号バイパスの整備によりまちの環境が変化。既に、まちづくりルールが定められている。 → 農地保全を図りながら計画的なまちづくりの推進。まちづくり条例による地区まちづくり計画への移行を図る。 2. 広見地区 用途地域隣接部分、用途地域に挟まれている地区で、市外化が無秩序に進行。集团的優良農地として保全と活用が困難。 → 農地と市街地が混在している区域の農用地からの一括解除と用途地域への編入等の検討。地区まちづくり計画策定のための住民主体のまちづくり活動の促進。 3. 坂戸・土田地区 幹線道路沿道の無秩序な市街化による農地と市街地の混在。道路から可児川間は集团的優良農地が残る。 → 可児川沿いに残る集团的優良農地の保全。幹線道路沿道への特定用途制限地域制度の導入等を検討。
転用可能な農地面積の算出	食料自給率 45%を確保する水田面積必要量(H25 年) 587ha 作付け可能水田面積(H17 年) 670ha 転用可能面積 670ha-587ha=83ha

農用地利用計画を補完する運用指針	1. ゾーニングによる農用地のエリア分け ○農振農用地において集団的優良農地として保全する地域 各洞に続く農地、集団的に広がる農地、地区まちづくり計画で農地として位置づけられている農地 ○都市的土地利用をある程度受け入れる地域 用途地域及び幹線道路に隣接した開発ポテンシャルの高い地域、農地の虫食いにより集団的農地としての保全は困難で都市的基盤はある程度整備されている地域、地区まちづくり計画により転用を誘導する所として位置づけている農地 2. 都市的土地利用をある程度受け入れる農地の面積配分 水田農地転用許可面積実績により転用可能面積 83ha の 71%、59ha 地区別面積は広見東地区：22ha、広見地区 15ha、土田・坂戸地区 17ha 3. 都市的土地利用をある程度受け入れる区域の指定 4. 都市的土地利用をある程度受け入れる区域の土地利用コントロール 広見東区：街づくりルールから条例による地区まちづくり計画への移行 広見地区：石井地区での特定用途制限地域制度の導入 鳥屋場・田尻地区での用途編入の検討 坂戸地区：坂戸地区での特別用途で威厳、地区計画導入の検討 土田地区での特定用途制限地域制度の導入 5. 農用地からの解除にあたって、建物用途等の立地運用基準を定める 6. 農業振興整備計画変更回数を見直し（農振除外の回数） 現行の年 2 回から、年 1 回に変更
農地の保全	各種法制度による保全施策 農地の利用集積、農地保有合理化事業による農地仲介機能強化、特定法人貸付事業の活用、農地取得面積の緩和、体系的な遊休農地対策の整備 荒廃・遊休農地解消対策事業 援農サポーター事業 受託作業確立事業 集団優良農地内で集団作付けへの直接支払い 農地利用要件の緩和 市民農園
農業振興	ファーマーズマーケット（直売所）の有効活用 米の消費拡大“売れる米作り” 農業の担い手の育成 農業従事者と非農業従事者の交流強化

図 都市的土地利用をある程度受け入れる区域

：農用地 B 地域（「農地保全と農地活用ビジョン 平成 17 年）」より）

可児市 土地利用方針図



計画名	都市農業振興基本法
制定時期	平成 27 年 4 月
都市農業とは	市街地及び周辺地域において行われる農業 (基本法であり、範囲について厳密な定義は置かれていない。)
法の目的	・都市農業の安定的な継続 ・都市農業の有する機能の適切・十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成
基本理念	・都市農業の多様な機能の適切・十分な発揮とこれによる都市の農地の有効活用・適正保全 ・都市農地とそれ以外の土地とが共存する良好な市街地の形成 ・都市住民をはじめとする国民の都市農業の有する機能等の理解と、地域の実情に即した都市農業の振興
国・地方公共団体の責務等	・国による都市農業振興基本計画の策定(平成 28 年 5 月) ・地方公共団体による都市農村の振興に関する計画(地方計画)の策定 ・国、地方公共団体、都市農業を営む者等の相互連携・協力 ・必要な法制上・財政上・税制上・金融上の措置
基本的施策	・農産物を供給する機能の向上、担い手の育成・確保 ・防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能の発揮 ・的確な土地利用計画策定等のための施策 ・都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置 ・農産物の地元における消費の促進 ・農作業を体験することができる環境の整備 ・学校教育における農作業の体験の機会の充実 ・国民の理解と関心の増進 ・都市市民による農業に関する知識・技術の習得の促進 ・調査研究の推進

計画名	農業振興地域整備基本方針（岐阜県）
策定時期	平成 22 年 12 月変更
確保すべき農用地面積	現況（平成 21 年）：44,153ha 目標（平成 32 年）：45,000ha
非農業的土地需要への対応	・ やむを得ず農地転用を伴う農用地区域からの農地除外を行う場合には、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。 ・ 変更は農業振興地域の整備に関する法律第 12 条の 2 に基づき、おおむね 5 年ごとに実施する基礎調査の結果により行う。 ・ 国又は地方公共団体の公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合にあっても、市町村は法第 16 条に規定するその責務にかんがみ農用地利用計画を尊重し、農用地区域内における土地の農業上の利用が確保され、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。 ・ 国又は県が設置する学校、病院、庁舎等については、農地転用許可権者である県等との法定協議を通じて、集団的な優良農地の無秩序なかい廃を防止していくよう、農地転用許可制度を適切に運用する。
農業上の土地利用の基本的方向 （中濃農業地帯）	・ 南部は木曽川、長良川の下流域に形成された平坦・肥沃な沖積平野、比較的平坦な丘陵地、台地、北部及び東部はそれぞれ白山山系並びに裏木曽山系に連なる山間地 ・ 農業地域類型は、南部は主に都市的地域、北部及び東部は中間農業地域及び山間農業地域 ・ 南部平坦地域では稲作を中心に野菜・果樹・花き・養蚕、東部の飛騨川に沿った山麓傾斜地では茶、中山間地域では肉用牛の生産振興、北部の中山間地域では夏秋トマト、夏だいこん、夏いちご等の生産振興を図り、また、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用のため山菜等の作付けを推進する。 ・ 畜産は、耕種農家との連携等地域の環境との調和を図りながら、受精卵移植技術及び公共牧場の活用により、土地基盤に立脚した経営体の育成を図り、畜産主産地としての形成を図る。
農業振興地域の指定予定範囲・規模	可児地域（可児市） ○可児市のうち用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域を除く区域の一部 ○総面積 2,386ha 農用地面積 1,011ha

農用地等の 保全	○基本的方向 ・優良農地等として保全すべき区域を農用地区域として明確にし、農業振興地域制度及び農地転用許可制度により、農用地の無秩序なかい廃と耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に努める。 ・平坦地域では、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積を図るとともに、集落営農等による地域農業の発展に努める。また、市民農園等の活用を通じて農地の保全を図る。 ・中山間地域では、農業生産基盤の整備により、効率的かつ安定的な経営体への農地利用集積を図るとともに、特定農業法人等の設立による農用地の保全管理を検討する。また、農地の点在、畦畔管理等農用地、鳥獣害の被害増加等により耕作放棄地が多いため、中山間地域等直接支払制度等の活用により耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用を図る。 ○保全のための事業 ・排水施設、排水機場等の防災施設整備 ・耕作放棄地再生利用交付金、ほ場整備事業、中山間地域総合整備事業 ・利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業等による農地利用集積を推進 ○農地等の保全のための活動 ・利用権設定及び農作業受委託により効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積を進める。 ・耕作放棄地の適切な保全管理の支援、棚田保全組織の活動への支援により棚田等の持続的な保全活動を推進する。 ・農地の保全、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用等に関する地域住民の意識の高揚を図る。 ・土地利用に対する円滑な合意形成を促進するため、農業委員会、農業協同組合等が定期的な巡回等の啓発活動に取り組むとともに、行政による支援を行う。
---------------------	--

2. 農地活用の対策（先進事例）

【基本方針1 関連】

○農地保全・管理として

農用地保全条例及び「農地を守る計画」の策定(滋賀県近江八幡市)

条例及び計画の策定により、耕作地の計画的な土地利用及び、良好な農地環境の調和を図る。計画策定に当たっては、農村集落民が主体となって地域での話し合いを通じて作成する。作成の際には、市が情報の提供及び支援を実施している。

農地中間管理機構を通じた農地の集約化(岐阜県本巣市)

地域や担い手間の話し合いを通じて農地の分散を解消し集約化を図っている。

農地中間管理事業のPRを農地改良組合会や座談会等において実施し、農地の担い手に対して、地図等で分散している農地を説明し、農地中間管理事業を活用した集約化を実現している。

耕作放棄地解消に向けた取組み(奈良県大淀町)

遊休農地の解消・活用に取り組むため、地域おこしの有志グループを結成し、県単位事業の遊休農地解消・活用モデル事業を活用し、将来の営農ビジョンの検討を進めている。具体的な取組みとしては、地域の特産物の栽培や休耕田に花などを植えて地域景観を形成している。

○地産地消として

直売所の連携組織の設立(大阪府富田林市)

地域内の農産物直売所の連携を図ることを目的として、連携組織「南河内産直ネットワーク」を設立した。効果としては、イベントの開催やグループ間の品物の融通、年間を通じた品揃えや各直売所の運営改善及び販売額の増加がみられている。

○地場産農作物、及び地場産農作物を活用した加工品等のブランド化として

遊休農地の活用(岡山県境地区)

高齢化に伴う中山間部における棚田の保全活動の低下や耕作放棄地の増大を背景として、遊休農地を活用し、地域の名産である「紅そば」を栽培し、景観形成に取り組む。また、栽培したそばを食することができる食堂を開設し、地域の振興にも取り組んでいる。



美しい赤い実を付けた紅そば



紅そばの間引き作業

○市民農園として

体験型市民農園(東京都練馬区)

東京都練馬区では、行政が運営管理費の助成、周知を図り、農家自らが市民農園を開設し運営する体験型農園を実施している。利用者は、入園料・野菜収穫物代金を農家に支払い、農家の指導のもとで種付けから収穫まで一連の流れを体験することが出来、利用者を確保している。自治体開設型の農園に比べ、管理運営面の行政側の負担を軽減することが出来る。

都市農村交流拠点として遊休農地を市民農園に整備(新潟県小千谷市)

人口減少及び人口流出を課題として、都市との交流を通じて地域の活性化と定住化を図っている。高速道路のインター近郊付近の耕作放棄地を市民農園として整備し、立地の良さから、多くの県外の利用が見込まれている。県外と地元住民の交流を深める、地域の活性化につなげている。

○子ども達などの農業体験として

学校教育との連携(岡山県笠岡市)

農業に従事する若い世代の減少を背景として、若い世代に農業に対する認識を深めてもらうために、小中学校を対象とし、遊休水田を活用して田植えから収穫作業まで一貫した体験を取り組んでいる。



【基本方針 2 関連】

○緑と調和したまちを維持するために

景観形成・地域環境保全(愛媛県神戸地区)

通行量の多い農道沿いの農地が休耕田になっていることから、農村の自然や景観を守るために、沿道の休耕田に花を植える地域振興活動を開始している。実施に当たっては、自治会やPTAなどと協力するとともに、子供が実際に植物を育てるための体験活動を実施している。



子供たちによる種蒔の状況



満開に咲いたひまわり

横浜市舞岡ふるさと村(神奈川県横浜市)

横浜市では、急激な都市化が進み、農用地が失われてきたことから、都市近郊の農地を保全するために、横浜市独自の制度である「農業専用地区」を指定し、地域農業の振興を図っている。舞岡ふるさと村は、隣接する公園とともに良好な緑地環境を形成し、自然・農業・農村文化を親しむ場所として整備されている。



○雨水調整機能の維持、強化として

田んぼダムの活用(山形県新庄市)

大雨による冠水による被害を背景として、大雨の際に、雨水を田んぼに一時的に貯留する「田んぼダム」を活用している。急激な排水路の水位上昇を防ぎ、下流の農作地や住宅地の洪水被害を軽減する取組みを実施している。



【バックホーによる復田の畦畔嵩上げ】



【一般圃場への畦畔塗リ】

